

入札監理小委員会における審議の結果報告 さいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運營業務

関東財務局の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

関東財務局が管理するさいたま新都心合同庁舎 1 号館の管理・運營業務であり、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 24 日閣議決定）別表において選定され、業務の包括化と契約年数の複数年化を実施し、市場化テストは 2 回目。

☆ なお、本件よりやや施設規模の大きい、隣接する「さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び構成棟施設管理・運營業務」は、本件と同時期に市場化テストを実施し、3 者の応札があり、本年度の評価で終了プロセスに移行している。

2. 事業評価を踏まえた対応について（資料 5－2：326 頁）

【総務省評価の内容】

●「10万㎡以上の建物年間業務経験の有無」及び「中央監視装置における入出力管理点数35,000ポイント以上の遠隔監視業務経験の有無」の入札条件を緩和し、入札参加要件の見直しを行うことで競争性を確保し、その結果として経費削減に繋がる可能性があることから、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えられる。

【対応】

●上記 2 つの要件を削除。年間業務経験のみを求めて、要件を緩和。

3. その他の変更点について（資料 5－2：116、183 頁）

○ 監視カメラ設備点検保守業務や入退館管理システム保守業務において、窓口を設置するのではなく、統括管理責任者を通しての保守の依頼で対応可能なことから、ヘルプデスクを廃止。

4. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）の修正を伴う委員の意見はなかったが、上記の隣接するさいたま新都心合同庁舎 2 号館の実施要項との整合性の確認を行った。

5. パブリックコメントの結果について

平成 28 年 9 月 20 日から 10 月 11 日まで実施されたパブリックコメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。

以上